

○宮古島市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則

令和2年3月23日

規則第39号の2

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成31年宮古島市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定管理者の募集)

第3条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者に放課後児童クラブの管理を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を募集する。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 条例第13条の規定による申請の資格及び方法
- (5) 条例第14条の規定による選定の基準
- (6) 保育料等に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する指定管理者の募集をするときは、宮古島市役所掲示場又は市の広報若しくはホームページへの掲載等の必要な措置を講ずるものとする。

(対象児童)

第4条 条例第5条第2項に規定する児童は、心身の障害、家庭の状況その他やむを得ない事情があると市長又は指定管理者が認める児童とする。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 条例第13条の規定による指定を受けようとするものは、宮古島市放課後児童クラブ指定管理者指定申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」

という。)に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 申請資格を有していることを証する書面であって、次に定めるもの

ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面

エ 申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）

の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(2) 放課後児童クラブの施設の管理運営に関する事業計画書

(3) 放課後児童クラブの施設の管理運営に関する収支予算書

(4) 法人等の経営状況を証明する書面であって、次に定めるもの

ア 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。以下この号中イ及びウにおいて同じ。）

イ 前事業年度の貸借対照表又はこれらに類する書面

ウ 前事業年度の財産目録又はこれらに類する書面

エ 事業年度の収支予算書及び事業計画書

オ 事業報告書を作成している場合にあつては、当該報告書

カ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面

キ その他市長が必要と認める書面

2 前項第2号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理の基本方針

(2) 入所児童の受入れ計画

(3) 事業運営計画

(4) 事務管理計画

(5) その他管理運営に関する計画

(選定結果の通知)

第6条 市長は、条例第14条の規定により指定管理者の選定をした場合は、法

人等に対し、宮古島市放課後児童クラブ指定管理者選定結果通知書（様式第2号）により通知する。

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、条例第14条の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに指定管理者に対し、宮古島市放課後児童クラブ指定管理者指定書（様式第3号）を交付する。

（協定の締結）

第8条 条例第15条に規定する協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 放課後児童クラブの管理及び運営業務に関する事項
- (3) 放課後児童クラブの維持管理及び運営費に関する事項
- (4) 事業報告書に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の全部又は一部の取消しに関する事項
- (6) その他市長が定める事項

（指定の取消し等）

第9条 市長は、条例第16条第1項の決定を命ずるときは、宮古島市放課後児童クラブ指定管理者指定取消等命令書（様式第4号）により行う。

（事業報告書）

第10条 条例第18条の事業報告書は、宮古島市放課後児童クラブ指定管理者事業報告書（様式第5号）によるものとする。

（保育料の減免）

第11条 条例第11条の規定により、指定管理者が保育料を減額し、又は免除することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保護者等（同一の世帯に属する者を含む。）に市税（宮古島市税条例（平成17年宮古島市条例第62号）第3条に規定する税目とする。）の滞納がない者
- (2) 対象児童又は保護者等が次のいずれかに該当している者
 - ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に定める児童扶養手当の受給資格者であり児童扶養手当証書を交付されたもの又は宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給者であり宮古島市母子及び父子

家庭等医療費助成受給資格者証を交付されたもの

イ 市町村民税が非課税の世帯

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の減免額については、指定管理者が放課後児童クラブの運営状況等を考慮し、決定するものとする。

3 第1項の規定により減免を受けようとする者は、宮古島市放課後児童クラブ保育料減免申請書（様式第6号）を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、宮古島市放課後児童クラブ保育料減免（承認・非承認）決定通知書（様式第7号）により、申請した者に通知するものとする。

5 保育料の減免については、4月1日から8月31日までの申請については、当該申請を行った年度の前年度の課税状況を基準に、9月1日から翌年3月31日までの申請については、当該申請を行った年度の課税状況を基準に決定するものとする。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。